

## II. 応用事項

### Check 1 少額貨物の判断

仕入書に記載された各輸入貨物について実行関税率表(抜すい)により品目番号を決定した場合において、同一となる品目番号の貨物をまとめた結果、その品目番号に係る貨物の申告価格が20万円以下となったものは、前記「I. 基本事項」の「Step 2 大額貨物/少額貨物の判断」及び「Step 3 少額貨物の合算」で解説したように少額貨物として処理をしなければならない。

少額貨物の判断は、仕入書に記載された各貨物の申告価格が20万円以下になるかどうかを、出題された作成問題において前提とされた条件に基づいて、少額貨物分岐点価格である20万円に相当する外国通貨建価格(少額判断基準価格)を算出して、この算出した少額判断基準価格と仕入書価格を比較して行う。

#### Case 1 仕入書価格に加算する別払い費用等がない場合

この場合の少額判断基準価格は、「少額貨物分岐点価格20万円」を輸入申告日の適用為替レートで除して得た外国通貨額建のCIF価格である。(前記「I. 基本事項—Step2 大額貨物/少額貨物の判断」において解説しているので、そちらを参照のこと。)